

1 業務概要

(1) 業務名 三芳町立学校給食センター調理等業務委託

(2) 業務目的

本業務は、学校給食の管理業務（献立の作成・食材などの調達・給食費の管理）を除く、「給食調理・配送・配膳等業務」について、民間事業者の持つ豊富な経験、優れた衛生管理能力を活用し、これまでと同様に「安心して安全なおいしい給食の提供」を目的とする。

(3) 契約期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

(4) 業務内容 別紙「三芳町立学校給食センター調理等業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託予定額（消費税及び地方消費税を除く）

令和9年度 金 144,340,000 円

令和9年度～令和11年度総額 金 433,020,000 円

(6) 業務実施上の条件

ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の共同調理場における調理業務について、令和元年度以降に1施設における1日の調理食数が概ね3,000食以上の業務受託の実績があり、かつ、現在も継続して調理業務の受託実績があること。

イ 本業務の実施にあたり、製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入すること。

ウ 別紙「三芳町立学校給食センター調理等業務委託仕様書」の履行が可能であること。

エ 学校給食法及び学校給食関係法令などを熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」や厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」などを遵守した業務が遂行できること。

(7) 業務所管課 三芳町教育委員会 三芳町立学校給食センター

(8) その他必要事項 なし

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

応募者及び応募者の構成員は、以下ア～サの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、1部提出すること。

共通事項（応募がグループの場合は代表者名義で提出のこと）

ア 参加申込書（様式第6号）

イ 委任状（様式第15号 ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る）

ウ グループ構成表（別紙第1号 応募がグループの場合）

以下の書類は、応募がグループの場合は、構成各社提出のこと。

エ 技術資料（様式第13号）

オ 営業所表（様式第14号）

カ 財務諸表（過去3年度決算のもの。貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

キ 誓約書（別紙第2号）

- ク 登記事項証明書(発行後 3 か月以内のもの)
- ケ 納税証明書(発行後 3 か月以内のもの)
- コ ISO 9001・14001 登録証の写し(取得している場合)
- サ 瑕疵に対する賠償責任保険証券等の写し(加入している場合)

(2) 参加申込書作成に関する質問・回答

- ア 質問は、文書(別紙第 3 号、質問書)により行うものとし、電子メールで送付するものとする。
なお、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話・FAX 番号、メールアドレスを記載するものとする。
- イ 提出先メールアドレス kyuusyoku [at] town.saitama-miyoshi.lg.jp
※ [at] は @ に置き換える
- ウ 質問受付期限：令和 8 年 9 月 14 日(月)正午まで
- エ 質問の回答：令和 8 年 9 月 15 日(火)午後 4 時までに町ホームページに公表するものとする。

(3) 提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：令和 8 年 9 月 17 日(木)午後 5 時まで
- イ 提出場所：三芳町立学校給食センター
〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町大字北永井 348 番地 2
- ウ 持参もしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は、必ず到着を確認するものとする。持参の場合は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に掲げる日は、受付をしないものとする。

(4) 参加申込みの資格要件

- ア 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成 13 年告示第 65 号)に基づく入札参加停止措置又は三芳町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成 8 年告示第 74 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- イ 学校給食の調理業務について、本募集要項配布日から過去 1 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- ウ 商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。)をしていない者又は申し立てされていない者であること。
- カ 三芳町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- キ 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

3 提案者の選定に関する事項

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務執行体制は妥当か	正社員、調理師・栄養士人数
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	共同調理場(概ね 3,000 食/日以上)の令和元年度以降の受託実績
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数
社会貢献(倫理観)	社会的貢献度が有るか	ISO 9001・14001 の取得状況

(2) 提案者への選定通知及び提案依頼

参加申込書を提出した者のうち、前号の基準により選定された提案者に対しては、選定委員会からの選定通知 兼依頼書を送付する。

(3) 非選定に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選出されなかった者に対しては、書面により選定委員会から通知する。

4 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

提出図書：A4版縦型左綴じとし、目次を付けインデックスを貼ること。様式は任意とする。

提出部数：正本1部、副本11部、電子データ1部

(2) 記載上の留意事項

以下の項目内容は、必須とする。

- ア 実施及び取組方針
- イ 実施フロー
- ウ 学校給食業務実績（過去5年間の共同調理場における概ね3,000食/日以上の実績）
- エ 学校給食に対する基本的な考え方
- オ 危機管理に関する考え方
- カ 衛生管理・安全性に関する考え方
- キ 調理業務実施体制に関する考え方
- ク 調理従事者等の教育に関する考え方
- ケ 配送計画
- コ 見積書（積算内訳含む）

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和8年10月21日(水) 午後5時まで

イ 提出場所：三芳町立学校給食センター

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町大字北永井348番地2

電話番号：049-258-3550

メールアドレス：kyuusyoku [at] town.saitama-miyoshi.lg.jp

※ [at] は @ に置き換える

ウ 提出方法：電話予約の上、直接持参してください。

(4) 提案書作成に関する質問・回答

ア 質問は、文書(A4版任意様式)により行うものとし、電子メールで送付するものとする。なお、質問書には、担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。

イ 質問先メールアドレス：kyuusyoku [at] town.saitama-miyoshi.lg.jp

※ [at] は @ に置き換える

ウ 質問受付期限：令和8年10月19日(月)正午まで

エ 質問に対する回答は、令和8年10月20日(火)午後4時までに、全ての提案者の担当連絡先にメールで送付するものとする。

(5) 提案のプレゼンテーション

ア 発表日：令和8年10月28日(水)

イ 発表場所：三芳町立中央公民館ホール 又は 三芳町立学校給食センター2階会議室

ウ 発表方法：プレゼンテーション及びヒアリングによる提案説明

エ 発表時間：40分(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)

オ 発表定員：6名までとする。

※プレゼンテーションに欠席した場合は、本業務に応じる意思が無いものとみなします。

(6) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行能力	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	調理師・栄養士の人数
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために必要な知識、経験を有しているか	共同調理場(概ね3,000食/日以上)の過去5年間受託実績
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
責任者の実績	業務遂行のために必要な知識・経験を有しているか	責任者としての従事実績
	業務遂行に係る資格を有しているか	調理師・栄養士の資格
見積書	提案内容との比較	適正な見積となっているか 内訳内容は明確か

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
提案内容の妥当性	学校給食に対する基本的な考え方	教育の一環としての学校給食の意義や役割について
		「安心で安全なおいしい給食」を提供するための理念・方針等について
	危機管理に関する考え方	緊急時や突発的な事故の対応について
		食中毒や異物混入等の事故に対する防止策について
		事故による第三者又は教育委員会への補償について
	衛生管理・安全性に関する考え方	衛生管理に関する基本的な考え方
		衛生管理体制について
		調理従事者等の健康管理について
	調理従事者等の教育に対する考え方	衛生管理や調理等の技術向上に関する研修について
	配送計画	配送業務の効率性・安全性を考慮した計画になっているか

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	プレゼンテーション内容
資料調整能力	プレゼンテーション資料が分かり易いか	
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

(7) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。

(8) 提案書の不採用に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨を書面により選定委員から通知する。

5 提案の内定者との契約に関する事項

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。所管課は、仕様内容の決定後、業務の発注が整った段階で、当該業務を内定者と随意契約（プロポーザル方式による長期継続契約）により契約を締結する。

6 本提案募集要項についての問い合わせ先

三芳町立学校給食センター

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町大字北永井348番地2

電話番号 049-258-3550

メールアドレス kyuusyoku [at] town.saitama-miyoshi.lg.jp

※ [at] は @ に置き換える

7 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (3) 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された提案書は返却しない。なお、提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

以 上